

財団法人電気通信振興会個人情報管理規程

(平成19年4月1日 制定)

(目的)

第1条 この規程は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号。以下「法律」という。)第2条第1項に定める個人に関する情報をいう。)であって、財団法人電気通信振興会(以下「当会」という。)が、その業務を遂行するために取得した情報(以下「個人情報」という。)の取扱いを定め、これを安全、確実に管理することを目的とする。

(個人情報統括管理者)

第2条 個人情報統括管理者(以下「情報統括管理者」という。)は、当会が取得、保有する個人情報の管理に関する事務を統括する。

- 2 情報統括管理者は、専務理事とする。
- 3 情報統括管理者は、個人情報の管理に関する重要な事項を決定するとともに、次条に定める個人情報管理者に対し、個人情報を保護するために必要な指示及び監督を行わなければならない。

(個人情報管理者)

第3条 業務上取得した個人情報は、個人情報管理者(以下「情報管理者」という。)が管理する。

- 2 情報管理者は、その個人情報により業務を遂行する本部長、部長、室長、お客様センター長、支部長及び支所長とする。
- 3 情報管理者は、保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他のこれを保護するための適切な管理措置を講ずるとともに、次条に定める個人情報取扱者に対し、個人情報を保護するために必要な指示及び監督を行わなければならない。

(個人情報取扱者)

第4条 個人情報取扱者(以下「情報取扱者」という。)は、情報管理者が、職員(財団法人電気通信振興会就業規則第3条に定める職員及び労働者派遣契約により当会に派遣された者をいう。以下同じ。)であって、業務遂行上個人情報を取り扱う必要のある者を指名する。

- 2 情報取扱者の指名は、必要最小限の職員に限り、別紙1の様式による情報取扱者指名簿により指名する。
- 3 情報取扱者は、関係法令並びにこの規程及び関連する規程等の定めるところにより、

並びに情報管理者の指示に従い、個人情報を取り扱わなければならない。

4 情報取扱者は、個人情報を業務上の目的以外の目的に使用し、又は他に漏えいしてはならない。

5 情報取扱者は、取り扱う個人情報を滅失し、又はき損しないよう情報の保護に努めるとともに、これを不当に変更してはならない。

(個人情報の取得範囲及び利用目的)

第5条 当会が取得する個人情報及びその利用目的並びにこれを管理する情報管理者は、別表に定めるとおりとする。

(個人情報の取扱い制限)

第6条 個人情報は、次の各号の一に該当する場合に限り、これを取り扱うことができる。

(1) その個人情報により当会の業務を遂行する所管の情報管理者及び情報取扱者がその個人情報の取得目的のために利用する場合

(2) 前号によるほか関係法令並びにこの規程及び関連する規程等の定めるところにより、個人情報の取扱いを含む業務の処理を行うこととされている役員(財団法人電気通信振興会寄附行為第6条に定める役員をいう。以下同じ)及び職員が、これを遂行するために必要な範囲において個人情報を利用する場合

(個人データの複製等の制限)

第7条 情報取扱者は、次の事項を実施する場合は、情報管理者の承認を受けなければならない。

(1) 個人データ(法律第2条第4項に定める個人データをいう。以下同じ。)の複製

(2) 個人データの送信

(3) 個人データを記録した書類、電磁的記録媒体その他の記録媒体(以下「記録媒体」という。)の外部への送付又は持出し

(4) 個人データの内容の訂正

(5) その他個人情報の適切な管理に影響を及ぼすおそれがある行為

(個人データの保管)

第8条 情報取扱者は、情報管理者の指示に従い、記録媒体を、情報漏えい防止の措置を施した確実な方法により保管しなければならない。

(個人情報の処分)

第9条 情報管理者が、業務上保有する必要がなくなったと認める個人情報は、その指

示により情報取扱者が、その記録を復元又は判読が不可能となるよう消去し、又はその記録媒体を漏えい防止の措置を講じた方法により廃棄するものとする。

(個人データの保全措置)

第10条 情報管理者は、個人情報、電子計算機により整理、検索、出力する等その個人情報の取得の目的を達するために処理するシステム(以下「情報処理システム」という。)について、個人データを保全するため、その内容により必要に応じて次の措置を講ずるものとする。

- (1) パスワード等の設定及びその秘匿対策等のアクセス規制に必要な措置
- (2) コンピュータウイルスの感染防止等に必要な措置
- (3) 個人データの内容の点検、照合確認の措置
- (4) バックアップ作成等の個人データの分散保管に必要な措置
- (5) 情報処理システムの内容を表示した文書その他これに類する記録の安全な保管に必要な措置
- (6) 処理端末の特定及びその端末の盗難又は紛失防止に必要な措置
- (7) 個人データを第三者が閲覧することを防止する措置

(保有する個人情報の提供制限)

第11条 当会が保有する個人情報は、当会以外の者に提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、これを当会以外の者に提供することができる。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令によりその利用を認められているとき。

3 前項により個人情報を当会以外の者に提供する場合は、情報管理者が、情報統括管理者の承認を得て、これを行うものとする。

4 第2項により個人情報を当会以外の者(本人を除く。)に提供する場合は、提供される者に対し、その利用目的の特定、安全確保の措置その他個人情報の適切な管理に必要な措置を求めるものとする。ただし、提供される者において、提供する個人情報の取扱いについて、これらと同等の措置を行うことが定められている場合は、この限りでない。

(準用)

第12条 第4条第3項から第5項まで及び第7条から第9条までの情報取扱者に関する規定並びに第11条第3項の情報管理者に関する規定は、第6条第2号により個人情報を取り扱う役員及び職員について準用する。

(保有個人データの開示)

- 第 13 条 当会の保有個人データ（法律第 2 条第 5 項に定める保有個人データをいう。以下同じ。）について、本人（代理人を含む。以下同じ）から開示の請求があつたときは、情報管理者が、情報統括管理者の承認を得て、書面により開示するものとする。
- 2 前項の開示請求は、別紙 2 の様式による書面を提出するとともに、本人であることを証する書類（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年 12 月 25 日政令第 548 号）第 11 条第 1 項から第 3 項までに定める本人確認のための書類と同じ書類をいう。）を提出又は提示して行うものとする。
- 3 第 1 項の開示請求は、別に定める方法により手数料（1 件について 300 円とする。）及び送料を当会に納付しなければならない。

(苦情等の処理)

- 第 14 条 当会が本人から当会の保有個人情報事実と相違するとして内容の訂正、追加又は削除等の請求を受けた場合は、情報管理者は、遅滞なくその内容を調査し、その結果に基づき必要な処理を迅速に行うとともに、その措置内容を本人に通知するものとする。
- 2 前項によるほか、当会が個人情報の取扱いに関する苦情を受けた場合は、情報管理者は、遅滞なくその内容を調査し、適切かつ迅速に処理するよう努めるとともに、その措置内容を本人に通知するものとする。

(漏えい等の事故事案への対処)

- 第 15 条 情報取扱者及びその他の役員及び職員は、個人データの漏えい、き損その他個人情報の保護に反する事案（以下「事故事案」という。）の発生を知ったときは、遅滞なくその個人情報を管理する情報管理者に通知しなければならない。
- 2 情報管理者は、遅滞なく事故事案の発生を情報統括管理者に報告するとともに、被害の拡大防止又は復旧等に必要な措置を講じなければならない。
- 3 情報統括管理者は、事故事案の発生報告を受けたときは、遅滞なくその発生経緯、被害状況等の事実関係を調査し、その内容により必要と認められる場合は、遅滞なく総務省通信政策局総務課長に報告するとともに、所要の再発防止策を講じなければならない。

(個人情報を取り扱う業務の委託)

- 第 16 条 個人情報の取扱いを含む業務を当会以外の者に委託する場合は、次の事項を明示した条項を、契約書等の書面により定めるものとする。
- (1) 個人情報に係る秘密保持等の義務に関する事項
- (2) 再委託の制限又は条件に関する事項

- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - (4) 個人情報の漏えい等の発生時の対応に関する事項
 - (5) 委託終了時における個人情報の消去及び記録媒体の返却に関する事項
 - (6) 契約条項に違反した場合の契約解除の措置その他必要な関連事項
 - (7) 委託された者が、当会による第1号から第5号までに定める事項の履行状況の調査及びその結果に基づく取扱いの正当な是正要求に応ずることとする事項
- 2 個人情報の取扱いを含む業務を当会以外の者に委託する場合は、情報管理者は、委託された者に対し、取扱いを委託された個人情報の安全管理のため、前項第1号から第5号までに定める事項について取扱状況の調査を行い、その結果改める必要があると認める事項がある場合は、その是正を求めなければならない。

(個人情報を取り扱う労働者派遣契約)

第 17 条 個人情報の取扱いを派遣労働者に行わせる場合は、その取扱いについて関係法令並びにこの規程及び関連する規程等を適用することを明示した条項を、労働者派遣契約書等の書面により定めるものとする。

(細則の制定)

第 18 条 この規程を実施するために必要な細則は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。